

平成18年8月31日
財 務 省
経 済 産 業 省

大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査の開始について

1. 財務省及び経済産業省は、本年6月30日、帝人ファイバー株式会社、東レ株式会社及びユニチカファイバー株式会社の3社から財務大臣に提出された大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に係る不当廉売関税の課税期間の延長申請について、関係法令に照らして検討を行った結果、関税定率法に基づく調査を行うに足る十分な証拠を備えたものであると認められたので、不当廉売関税の課税期間の延長に係る政府としての調査を開始することとした（本日付告示）。

（注）大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維については、平成13年2月に本邦産業から不当廉売関税の課税申請がなされ、調査の結果、平成14年7月26日から平成19年6月30日までを課税期間として、不当廉売関税（税率：6.0%～13.5%）が課されている。

2. 調査は、原則として1年以内に終了することとされており、今後、利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、大韓民国及び台湾の企業並びに国内生産者の実態調査による客観的な証拠の収集を行う。これらの結果を踏まえ、WTO協定に定められた国際ルール及び関係国内法令に基づき、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれの有無についての認定を行うこととなる。

（問い合わせ先）

製造産業局繊維課 高柳、三牧

（直通：03-3501-0969）

貿易経済協力局特殊関税等調査室：小林、末永

（直通：03-3501-3462）

(参考)

ポリエステル短繊維に係る不当廉売関税の課税期間延長申請書の概要

1. 申請者が本邦の産業に利害関係を有する事情

申請者3社の平成17年度における国内総生産高におけるシェアは82%である。

2. 不当廉売された貨物の輸入が継続又は再発するおそれ

イ. 韓国産については、製造原価を大きく下回る価格で輸出されており、輸出価格は正常価格を下回っている(2004及び2005年度)。

正常価格(平均値)(156～158円/kgを上回る価格)(注1)

> 輸出価格(平均値)(94～102円/kgを下回る価格)

(注1) 正常価格：製造原価に販売費、一般管理費及び利潤を加えたもの

ロ. 台湾産については、不当廉売関税の賦課により輸入が著しく減少している。

輸入量 2001年度(不当廉売関税発動前)：2,543ト、2005年度：84ト
(参考) 韓国産の輸入量 2001年度：1,095ト、2005年度(注2)：2,860ト
(注2) 不当廉売関税が賦課されていない4社を含む。

ハ. 韓国及び台湾の供給者は過剰生産能力を有している。

ニ. 韓国産については、米国・ECにおいても、ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税が延長して課税されている。台湾産については、米国において不当廉売関税が延長して課税されており、ECにおいても、不当廉売関税の課税終了後、輸入が急増したため、再び不当廉売関税に係る調査を開始している。

以上のことから、課税期間満了後、不当廉売された貨物の輸入が韓国産については継続し、台湾産については再発するおそれがある。

3. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の継続又は再発のおそれ

イ. 本邦産業の状況を示す指標（申請者3社）

	2001年度	2005年度	増減率
国内生産量	67,811トン	63,419トン	▲6%
雇用	128.1人	106.6人	▲17%
利潤（純利益（年度前半））（注）	100	▲155	—
国内販売価格（年度前半）	179円/kg	186円/kg	4%
在庫	6,773トン	4,900トン	▲28%
稼働率（年度前半）	28%	26%	▲2%
投資収益率（注）	▲100	▲283	—

（注）2001年度の数値を100（投資収益率については▲100）とした場合の指数

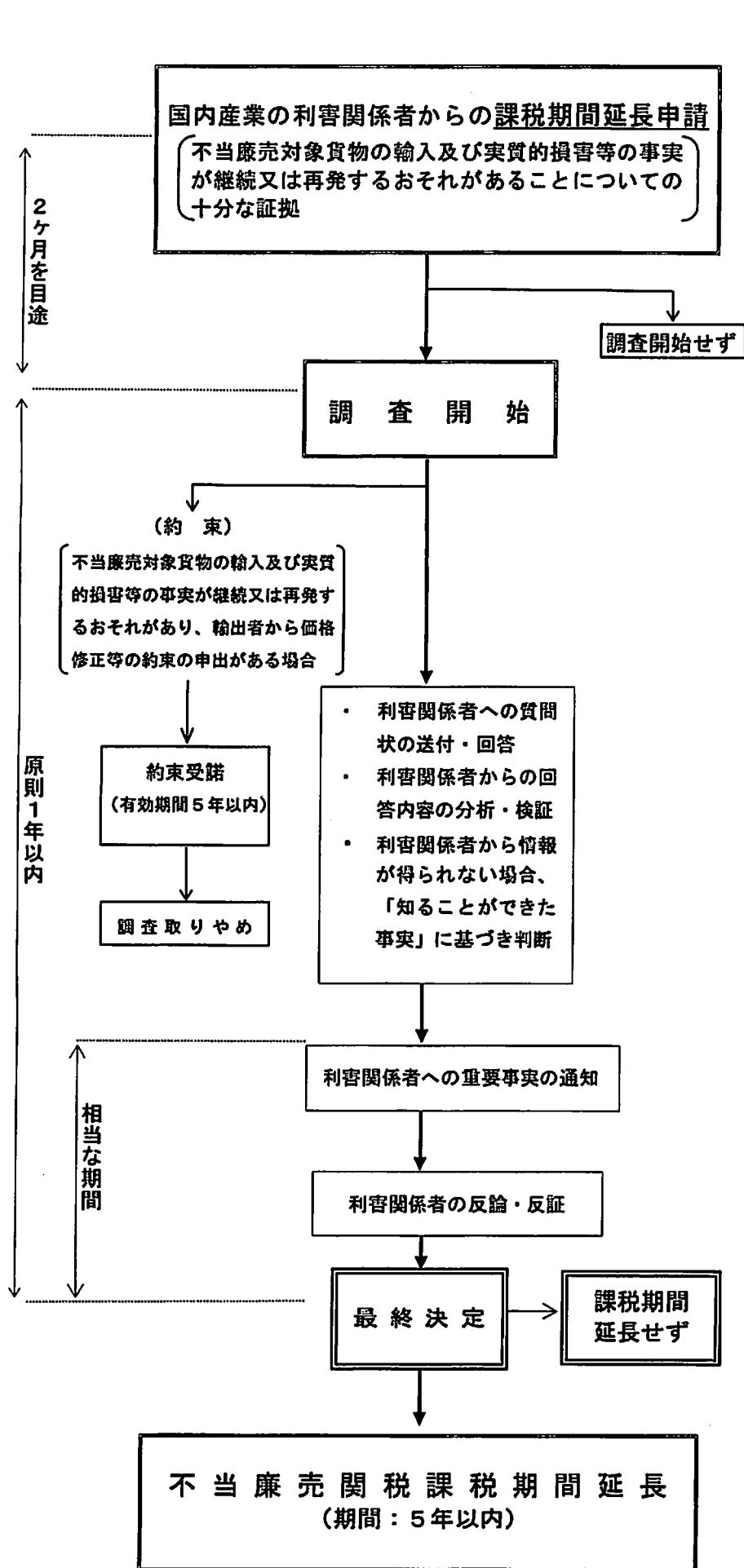
本邦産業は、不当廉売関税の課税後、

ロ. 国内生産量、雇用とも減少しており、利潤もあげられない状況であるものの、国内販売価格は緩やかな上昇がみられ、在庫も減少する等、不当廉売関税の課税の効果はみられる。

ハ. 稼働率は低下傾向にあり、設備投資も競争力強化につながる投資を行える状況にない。

以上のことから、本邦産業は不当廉売輸出によって重大な損害を受けやすい状況にある。

不当廉売関税の課税期間延長手続の流れ



(政令)	(ガイドライン)
<ul style="list-style-type: none">申請手続本邦の生産者は国内総生産に相当の割合を占める者本邦の生産者に含まれない者	<ul style="list-style-type: none">申請書の提出先等相当の割合は、50%
<ul style="list-style-type: none">①当該貨物を輸入した者②輸出者等と支配関係にある者	<ul style="list-style-type: none">申請から調査開始までの期間(2ヶ月程度を目途)約束受諾の要件(約束履行に関連する情報の提供等)